

改正

平成27年12月3日条例第37号

たつの市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条—第11条）

第5章 議員間討議による合意形成（第12条）

第6章 委員会（第13条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条—第16条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条—第20条）

第9章 最高規範と条例の見直し（第21条・第22条）

附則

地方分権一括法による地方分権の進展により、地方自治体は自主的な決定と責任が一層求められている。

このため、市民から直接選挙により選出された議員で構成された議会は、同じく選挙で選出された市長とともに、二代表制の一翼を担う存在として、相互に適度な緊張関係を保ちながら、議会としての権能を発揮するため議会改革を進めるとともに、市民の意思を的確に捉え、分権時代にふさわしい議会を目指さなければならない。

また、独任制の執行機関である市長に対して、議会は合議制の議事機関であるという異なる特性を活かしながら、市民への積極的な議会情報の公開と十分な議員間討議を通して、市民に対する説明責任、議決責任を果たすとともに、議会諸活動への市民参加を推進し、信頼される議会運営に取り組まなければならない。

ここに、たつの市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、議会と市民及び執行機関の関係を明らかにし、使命を達成するため、本市議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、たつの市議会（以下「議会」という。）の議会運営及び議員に係る基本理念、基本方針並びにその他の議会に関する基本的事項を定めることにより、たつの市民（以下「市民」という。）の負託に的確に応え、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、市民の代表者から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 議会は市民を代表する議決機関であることから、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- （2） 議決事件を十分認識し、市民に対して情報公開及び情報共有を行うとともに、議会の議決及び運営について、説明責任を果たすこと。

- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民参加を推進すること。
- (4) 議会は合議制の議決機関であることから、議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (2) 議会の構成員として、一部団体及び地域代表等にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 高い倫理観を持ち、議員活動を最優先させること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、議員の活動を支援するとともに、議会運営及び政策立案等に関し、調整に努める。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、原則すべての会議を公開する。

- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努める。
- 3 議会は、広報紙、インターネット等の多様な広報手段を用いて、市民に対し積極的に情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努める。

(市民への説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案及び政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、説明責任を果たすとともに市政の課題に対応するため、議員及び市民が自由に情報・意見交換を行う市民意見交換会を開催する。
- 3 前項の市民意見交換会に関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(緊張関係の保持)

第8条 議会審議における議員並びに市長、その他執行機関の長及びその補助職員（以下「市長等」という。）は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- (2) 本会議に出席した市長等は、議長の許可を得て、議員による提出議案及び質問に関し、趣旨の確認や逆質問等反問することができる。

(重要な政策等の説明及び審議)

第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 政策立案に至った経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定により、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を作成するよう求めることができる。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について、別に条例で定めるもののほか、次のとおり定める。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨を決定すること。

第5章 議員間討議による合意形成

(議員間の自由討議)

第12条 議会は、議員による言論の場であることを認識し、委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審査し結論を出す場合、議員相互において十分な議論を尽くし、合意形成に努める。

第6章 委員会

(委員会の運営)

第13条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努める。

- 2 常任委員会は、所管事務において調査が必要と決定したときは、積極的に所管事務調査を実施する。
- 3 常任委員会は、所管事務調査の終了後は、議長に調査報告書を提出し、一般公開する。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の審査、政策提言、政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努める。

(事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営する。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、自己の地位に基づく影響力を行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

- 2 議員は、市が行う許可、認可、請負、その他契約に関し、個人又は特定の企業及び団体のために有利な取り計らいをしてはならない。
- 3 議員は、市職員、臨時職員等の採用・異動等、行政の職務執行に不当に関与してはならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は、たつの市議會議員定数条例(平成21年条例第15号)に定める。

- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来予測及び展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。
- 3 議会は、議員が提案する議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、たつの市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第40号）に定める。

2 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本に定められなければならない。

3 議会は、議員が提案する議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。

(政務活動費)

第20条 議員は、たつの市議会政務活動費交付条例（平成17年条例第5号）等の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負う。

第9章 最高規範と条例の見直し

(最高規範)

第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図る。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知させなければならない。

(条例の見直し)

第22条 議会は、社会情勢の変化及び市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月3日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。